

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(令和2年第3回定例会)

筑西市議会

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和2年9月16日（水） 開会：午前9時59分 閉会：午前11時31分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

請願第 3号 種苗法「改正案」の廃案を求める請願
議案第74号 字の区域の変更について
議案第75号 市道路線の廃止について
議案第76号 市道路線の認定について
議案第81号 筑西市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
議案第82号 令和2年度筑西市一般会計補正予算（第10号）のうち所管の補正予算
議案第87号 令和2年度筑西市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第88号 令和2年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
議案第89号 令和元年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

4 出席委員

| | | | | | |
|-----|--------|------|--------|----|--------|
| 委員長 | 森 正雄君 | 副委員長 | 藤澤 和成君 | | |
| 委員 | 田中 隆徳君 | 委員 | 大嶋 茂君 | 委員 | 仁平 正巳君 |
| 委員 | 堀江 健一君 | | | | |

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 川崎 智史君

委員長 森 正雄

○委員長（森 正雄君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査いただきます。その後、執行部にお入りをいただきまして、字の区域の変更議案1件、市道路線議案2件、条例議案1件、補正予算議案3件、企業会計未処分利益剰余金処分議案1件について、所管部ごとに審査をいたしたいと存じますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、まず請願第3号「種苗法「改正案」の廃案を求める請願」について審査を願います。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述がございます。

また、この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付してございますので、ご確認をいただきたいと存じます。

それでは、説明者の説明をいただきたいと存じます。説明、意見の陳述をいただきます。席へどうぞ。

それでは、説明と意見陳述をいただきたいと存じます。お願いします。

○請願提出者 おはようございます。貴重な時間を取っていただきまして、ありがとうございます。では、趣旨説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

今度の国会に上程される種苗法改正案が国会で成立した場合、今まで農家が自家採種、自家増殖して使っていたお米やイチゴの苗などが一律に許諾制になって、農家は自由に使えなくなってしまう。このように農家の自家採種、自家増殖を禁止する種苗法改正案は、批判の高まりの中で、さきの国会で見送られ、次の国会に持ち越されています。

種苗法は、新しい品種、登録品種の育成者の知的財産権を守るための法律です。品種登録をして育成者権を取得すると、登録品種の種や苗、収穫物、加工品などを一定期間独占できます。米や野菜などは25年間、果樹や材木などは30年間の期間が保証されて、育成者の許諾がなければ利用することはできません。これまでの種苗法では、農家が自分の農地で採取した種、またイチゴの苗などは、自分で使うことは例外として認められて、育成者の権利は及ばなかったわけです。

ところが、改正案は、これを180度転換して、農家の自家増殖、自分で自家採種して、自分で栽培する権利を禁止したわけです。禁止されれば、農家は自分で種を採ることができませんから、育成者に許諾料を払って、許諾を毎年得るか、許諾が得られなければ毎年全ての苗を購入することになります。さらに、収穫物や加工品の売上げに対価が求められる可能性があるわけです。侵害したと判断されると、10年以下の懲役または1,000万円以下の重罰が刑法に盛り込まれています。これまでにシャインマスカットやサクランボ、イチゴなどの優良品種が海外へ流出して問題になっており、これを防止するのが改正の目的と説明されています。

しかし、農家の自家増殖を禁止すれば、海外流出が防げるのでしょうか。何より農林水産省自身がホー

ムページで、種苗などの海外持ち出しを禁止することは困難、海外において品種登録を行うことが唯一の対策と記載しているわけです。育成者権は国ごとに取得する必要がある、品種登録していない国で育成者は自分の権利を主張できません。種苗法改正の理由にした海外流出防止というのは後付けで、多国籍種子企業のために、これまで認められていた自家採種の権利を奪うことを覆い隠すためです。

安倍首相は、2014年1月、世界の財界、政界が集まるスイスのダボスフォーラムで、私は既得権益の岩盤規制を破壊するドリルの刃になって、40年以上続いてきた米の減産、転作を廃止し、民間企業が障壁なく農業に参入できるようにすると演説しています。そして、日米貿易交渉の下、規制改革推進会議を窓口として、アメリカの多国籍企業のために農地制度の改悪、国境を閉じ、関税の撤廃など米の生産調整や価格保証の廃止、そして種子法の廃止で日本の米や麦、大豆の公的種子事業をやめさせ、とどめが今回の種苗法の改正です。これで公的種子や農家の手にある種子を企業の種子に全て置き換えることができるわけです。

登録品種を茨城県の特産物で見ると、茨城イチゴやサツマイモなどが対象になりますが、サツマイモ、新しい品種の紅はるか、ウイルスフリーの苗は去年は1本30円でしたけれども、今年は45円に値上がりしています。10アール、1反歩作ると5,000本の苗が要るそうです。そうすると、ウイルスフリーの苗を1反歩植え付けると22万5,000円かかるのです。今までの種苗法では、ウイルスフリーの種を買って、自分で苗を採って、自分で植え付けることができたわけです。ところが、今度の種苗法が改正されれば、種芋を買って自分で自家増殖というのができなくなってしまう。そうすると、新しい品種を開発した開発者に許諾を得るために、多額の許諾料を払うことになりかねないわけです。サツマイモの専業農家というのは、少ない人で5ヘクタール、多い人は20ヘクタールほど耕作していますけれども、全てウイルスフリーの苗を買うとなると、莫大な費用がかかってとても採算が取れるものではないわけです。

レンコンは茨城県の特産物ですが、10アールの種代は約50万円かかるそうです。1回の種芋で5年間栽培できますが、それでも10アール当たり10万円の種代がかかります。しかし、これを毎年買うことになる、5倍の毎年50万円ずつ種代が消えていってしまうわけです。農林水産省は、品種登録というのは10%程度、90%は一般品種で、今までどおり自由に採取できると説明していますが、企業が主体となれば登録品種が増大することは必至です。また、野菜は80%が自分で取得できないF1種で、農家は毎年、種を購入しているわけです。

特に心配なのが、米などの穀物です。欧米では主要穀物は農家の自家増殖を認めているわけです。日本のように穀物までも企業に明け渡し、一律に農家の取得を禁止するような国はありません。今回、多国籍企業が日本で品種登録をして、高額な許諾料を設定する事態が頻発しかねません。そこには農家の大きな負担になり、農業衰退に拍車がかかってしまいます。

多国籍種子企業は、現在、ゲノム編集種子に力を入れています。日本は規制なしの流通を認めたわけですが、多国籍種子企業が日本に乗り込んで高い利益を得るために障害になるのが、農家の自主増殖なのです。多国籍企業の要求が、その背景にあるわけです。気候変動やコロナ禍によって食料輸出制限が起きている世界において、多国籍種子企業の限られた品種に依存するのは、食料安全保障を諦めることになってしまいます。つまり日本の食料主権を放棄するわけです。種を支配する者は、食料生産を左右しているわけです。農家の手に種がなくなれば、国家の独立も危うくなってしまいます。

筑西市の農業は、市の基幹産業なわけです。その農業が、農家の手から全世界を傘下に収めようとする

多国籍種子企業の支配下に移ろうとしているのが、今回の種苗法の改正案です。地域の農業や経済を守って種苗法改正にストップをかけるために、この筑西市議会で請願を採択していただいて、関係機関に意見書を送っていただけるようお願いしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長（森 正雄君） ただいまの説明に対して質疑ございますか。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ちょっと難しくて私分からないのですが、その内容について詳しく説明いただきたいのですが、概略を読むと、結局外国に、多分他国で増産されて第三者に輸出されるところといったことがあるから、先ほど申し上げたとおり個人のこれを使用することを禁ずると。これ概略なのですが、私ダウンロードしてきたのですが、3つの理由があるのです。

（「申し訳ないのですが、ちょっとマイクつけて話していただけますか」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）この改正案の概要というのは、結局、優良品種が海外に流出し、他国で増産され、第三国に輸出されると、こういうことがあったということで、1点目の理由。

もう1点は、育成者権利侵害者の立証、これの証明が難しいということが2点。

3点目として、登録品種を育成権利者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにすると、登録することによって。この3点の理由で品種登録制度の見直しを図るということで、改正の大体の概略がこの3点だということなのですが、実際これどうなのでしょう。

これから個人では、登録品種でないと作れないと。それを作る場合は、お金を払わなくてはいけない。それが大まかなところですか。そういったことで、これを廃止していただきたいということが理由でしょうか。

○委員長（森 正雄君） 説明者、指名をしますので、その後にお話してください。

説明者。

○請願提出者 ごめんなさい、よく聞こえなかったのですが、海外流出、ここにも、先ほど説明しましたけれども、農林水産省が改正の理由に挙げている海外流出というのは、説明しましたように日本であれば品種登録をしてあるから使えないわけですが、外国に流出するのを防ぐためには、外国で、180か国くらいあるそうですけれども、その国全てで日本の品種の育成者が品種登録をして特許を取らないと規制をかけられないということなのです。

今、中国や韓国にいろいろなものが流れていって、日本と同じイチゴが韓国でできるとかということでテレビ報道されていますけれども、例えば韓国や中国でさっき言ったシャインマスカットならシャインマスカット、それを品種登録してあれば、これは私の育成したものですから使っては駄目ですよ。もし使う場合には、許諾料が必要ですよということを主張できますけれども、そういうものが世界中で、全部の国で登録をしていなければ、その主張ができないということなのだと思うのです。そういうことが農林水産省のホームページには書いてあるのです。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） その登録された品種については、自家増殖、これはできなくなるわけですね。

（「えっ」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）自家増殖というのはできなくなるわけですね。

○請願提出者 できなくなるのです。

○委員長（森 正雄君） 説明者。

○請願提出者 登録してあるものは、外国では、使えば、例えば韓国なら韓国で日本の製品が登録してあって、韓国でそれを作ったと、韓国の農家の人が作ったということになれば、その育成者は国を通じて、それは私の権利ですから使っては駄目ですよということが主張できることなのです。

中国では、皆さんもテレビでご存じだと思うのですけれども、日本のいろいろな地名だとか、日本の製品を登録していますよね、テレビで報道されていると思うのです。それは日本が本来登録しなくてはならないのに、中国で日本の国のいろいろなものを、野菜や果物だけではなくて、いろいろな商品を登録してあるから、自分たちの権利だよということで主張しているわけです。それと同じことなのです。だからそれは外国でやるのではなくて、日本が先にやらないと駄目だということなのです。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 質疑に対する答弁がちょっと違いますが、自家増殖、日本の農家の方は、登録品についても、これからは種子とかそういうもの、苗を買わないと作れなく、さっきの説明でそういう話なのですが、やっぱりそういうことになってしまうわけだ。では、農家の人にとっては、かなり負担が増えるということですね。分かりました。

○委員長（森 正雄君） いいですか。よろしいですか。

○委員（大嶋 茂君） いいです。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

堀江委員。

○委員（堀江健一君） 今、説明者からいろいろとお聞きしましたし、まだこれ文書にもいろいろ書いてあるように、やはりこれを廃止しないと農家はますます負担がかかる。私は、絶対にこれは廃止。賛成です。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

説明者、ありがとうございます。ご退席ください。

○請願提出者 では、どうもありがとうございました。

〔請願提出者退席〕

○委員長（森 正雄君） それでは、請願第3号について協議をいただきます。何か意見はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 協議を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

請願第3号「種苗法「改正案」の廃案を求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は採択と決しました。

なお、本請願は意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することとなります。その際、提出者を委員長の私とし、賛成者をただいま賛成されました委員の皆様

様といたします。

ただし、会議規則第14条申合せ事項によりまして、議長及び副議長は議案の提出者及び賛成者とはならないとされております。したがって、賛成者の名前は藤澤副委員長、それと堀江委員、大嶋委員の3名になりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

なお、意見書（案）の内容につきましては、お配りしてあるとおりでありますけれども、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） それでは、意見書（案）のとおりといたします。

以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の入室を願います。

〔執行部入室〕

○委員長（森 正雄君） それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

初めに、経済部です。議案第74号「字の区域の変更について」審査を願います。

ふるさと整備課から説明願います。

説明は根本ふるさと整備課長、説明願います。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） ふるさと整備課、根本です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第74号「字の区域の変更について」ご説明いたします。地方自治法第260条第1項の規定により、別記のとおり本市の区域内の字の区域を変更するものでございます。

2ページをお開き願います。別記、変更調書につきましては、大宝沼地区県営圃場整備事業に伴いまして、従前の土地の形状が変わることから、関館内の農地、道路、水路を含めた字の区域を変更するものでございます。

次ページの参考資料の位置図を御覧ください。この事業は、茨城県が事業主体となり、平成18年度から筑西市と下妻市をまたがる1級河川糸繰川及び内沼川沿いの143.6ヘクタール、受益面積112.6ヘクタールを県営圃場整備事業により農業基盤整備を行っている大宝沼地区でございます。次ページ以降に字の区域を変更する区域、糸繰川沿いの変更前、次に変更後、次ページに参りまして内沼川沿いの区域の変更前、次ページに変更後が表示されております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより議案第74号の採決をいたします。

議案第74号「字の区域の変更について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第82号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち、経済部所管について審査を願います。

なお、議案第82号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査終了後、採決をしたいと存じます。

それでは、説明願います。

なお、この議案審査、補足資料としてお手元に配付させていただいておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 引き続きよろしくお願いいいたします。議案第82号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち、ふるさと整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

8ページをお開き願います。第3表、地方債補正、1、追加でございます。農道整備事業の財源といたしまして、記載の限度額1,060万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節8雑入（農林）、説明欄26、多面的機能支払事業交付金返還金216万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

続きまして、款22市債、項1市債、目6農林水産業債、節1農業債、説明欄18、農道整備事業債1,060万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、18、19ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目17諸費、節22償還金利子及び割引料、説明欄、償還金、22償還金利子及び割引料、県支出金返還金162万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは多面的機能支払事業交付金返還金でございます。多面的機能支払交付金事業は、農地、農道、水路の保全、自然環境の保全や良好な景観形成など農業環境が持つ多面的機能の維持活動の支援を活動組織に行っているもので、活動組織において令和元年度末に不要な額が生じたため、このたびの多面的機能支払事業交付金返還金、歳入補正額のうち市負担分4分の1を除く国負担分2分の1、県負担分4分の1を一括して県へ返還、支出するものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。中段、款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、説明欄、農道整備事業、節12委託料20万円、節14工事請負費700万円、合わせて720万円の増額補正をお願いするものでございます。これは梶内地内国道294号線信号設置に伴う農道拡幅工事を完了させるものでございます。参考資料として、図面を配付させていただきました。

以上です。よろしくお願いいいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、農政課から説明願います。

岩淵農政課長。

○農政課長（岩淵里之君） 農政課、岩淵でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。着座にて説明いたします。

それでは、議案第82号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち、農政課所管分について

ご説明申し上げます。

初めに、6ページ、7ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正、2、変更でございます。令和元年台風19号農協系統農業災害資金利子助成事業につきまして、令和2年度から令和6年度までの限度額を6万5,000円から8万7,000円に変更するものでございます。当初予算におきましては、4件分の債務負担行為の議決をいただいたところでございますが、予算要求後に追加申請のあった1件を増やし、5件とすることに伴う増額変更をお願いするものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、令和元年台風19号農協系統農業災害資金利子助成事業といたしまして6,000円の増額補正をお願いするものです。内容といたしましては、先ほどの第2表にて債務負担行為の増額をお願いしましたもののうち、令和2年度分の利子助成増額分でございます。

農政課所管分の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で経済部の審査は終了……

田中委員。

○委員（田中隆徳君） すみません、委員長にお尋ねしたいのですが、ちょっと議案外質疑にはなってしまうのですが、経済部所管ですので、6月議会終了後、議会運営委員会の委員長のほうから閉会中審査という申出があり、私も一議員として経済土木委員会の所管議員として閉会中審査ということでいろいろな意見を伺ってまいりました。それについてちょっと質疑をさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（森 正雄君） 簡略に質疑をいただきたい。質疑を許可します。

○委員（田中隆徳君） ありがとうございます。それでは、委員長の許可がありましたので、ちょっと一、二点お伺いしたいと思います。

閉会中に私どもが各議員、閉会中審査ということで審査研究をしてまいりました。その中で1点、ちょっとこういう声がありました。廃プラスチック、予算はついていますが、廃プラスチックについて値段が物すごく上昇したのだと。正確な数字は分かりませんが、私の聞くとところによると軽トラック1台が例年6,000円だったものが、今、軽トラック1台1万6,000円ぐらいしているのだと。それで、特にそういう園芸農業、トンネルなんかを、ビニールハウスです。やっている農家さんなんか聞くと、平均おおむね処分費が50万円から70万円かかっているのだということでございます。私どもにはそういう声が届いているのですが、担当課としてそういう声をどういうふうを受け止めているのか。

今回、一般会計ということで、今、利子助成の説明はありましたが、今回、そのことについて予算にっていないので、その辺の受け止め方をちょっとお伺いしたいと思います。委員長、すみません。

○委員長（森 正雄君） 岩淵農政課長。

○農政課長（岩淵里之君） 先ほどの田中委員さんの質疑にご答弁申し上げます。

廃プラスチックの処理料、今年度は委員さんご指摘のとおり、軽トラック1台分1万6,000円となっております。

ります。昨年度の軽トラック1台分は5,500円ということで、約3倍近くになっているのが現状でございます。この高騰に関しましては、昨年度から徐々に流れはありまして、平成29年の中国のほうの農業用ポリエステルが中止されました。それと、現在、農業用ビニールから農業用ポリエステルのほうに移行していきまして、農業用ビニールに関しましては茨城県農林振興公社園芸リサイクルセンターというところで一括して処理しておりまして、県内全部そこにリサイクルとして持っていきっているのが現状でございます。

農業用ビニールの処理量も減っておりまして、リサイクルしているもの、グラッシュとかというものに替えているらしいのですけれども、その需要も全くなくなってきたということで、処理料がビニールに関しましては約20倍に跳ね上がっております。

それに伴いまして、令和元年度から令和2年度、今年度におきましては、農業用ビニールの廃プラスチック適正処理委員会というところで処理をしているのですけれども、そこへの補助金を倍にして昨年度280万円でしたので、今年は560万円、558万円ということで補助金は倍にしたのですけれども、それでも実際には高騰しているのには追いつかないということで、1万6,000円という形になっている状況でございます。

○委員長（森 正雄君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 先ほどもちょっと種子の請願で話がありましたが、ご存じのように筑西市はそういう農業、基幹産業であります。また、市長も北海道に行ったり、東京に行ったり、特にスイカなんかは銘柄産地指定されていますので、トップセールスをしてやっています。そのテクニカルなことで上がったということを認識しているということは分かるのですが、今回、予算についてそういった声が拾われていない。もっと言うと、これは経済部でも多岐にわたるので部長まで上がっているのか、また市長までその話が上がっているのか、そういう声が、農家さんのそういう叫び声が上がっているのかどうか、ちょっと疑問です。

そこで、ちょっと予算のことで、今560万円で足りない。足りないから、そういう声が出ているのだと思うのですが、実際にはどういう声かということ、これ処理場に行ったのだけれども、帰ってきてしまった。高くて、もう払えないのでという声です。その先どうなっていくのかということ、もう廃棄、それは燃やすわけにいかないですから、恐らく不法投棄やら、その先の処理がどういうふうになってくるのか分かりませんが、やはりそういうふうな問題も起きてくると思います、実際には。

よくよく見ますと、これ去年の決算、今回、決算議会、決算のまたあれですが、農業総務費で3億円ぐらいついているのです。給与が1億5,000万円、手当が1億円、共済費が5,000万円、3億円。実際には予算全体でいきますと16億6,000万円の概算要求に対して、支出額が12億6,000万円、繰越しが1億円、不用額でこれ3億円切ってしまうているのですよね、去年の計算で見ると。ですから、もうちょっと真剣に。市長までそういう話が上がっているのかどうか、部長まで上がっているのかどうか、そこを確認させてください。

○委員長（森 正雄君） 關経済部長。

○経済部長（關 紀良君） お答えします。

価格が高騰して、予算を倍にしているという声は聞いております。ただ、限られた経済部の予算の中で予算を配分してやっておりますので、今できる予算の配分は現状のとおりというように認識しております。

ので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（森 正雄君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 決まった予算ですけれども、やっぱりこれは多分コロナ対策と一緒に思うのですけれども、非常事態だと思うのです。ですから、私は一刻も早くこれ1本の予算だって結構だと思うのです。市長に相談して、予算は予算の中で分かっています。枠の中でやっているというのは分かるのですが、これ緊急事態です。実際に異常な事態ですよ、6,000円が1万6,000円に跳ね上がる。軽トラック1台ですよ、跳ね上がっているのは。本当にそれは今後の対策は考えなければならぬですけれども、筑西広域市町村圏事務組合で燃やすとかいろいろな対策があると思うのですけれども、それは置いておいて、これ毎年張り替えているみたいなのです、トンネルのハウスなんかも。ですから、もう毎年毎年のことですので、今回持って帰ってしまった人も含めて、何かそういう声があるという、聞き捨てるだけではなくて、やっぱり何かの手を補正で打ってやっていただきたいと思うのです。

私は極論ですけれども、今回、梶内ですか、1,000万円の予算ついています。これはこれで年次計画で、この拡幅道路も重要なことも分かっています。必要性も分かっています。ですけれども、例えばこれは縦割りです。ふるさと整備課と農政課のほうで課は分かれています、経済部の中での話であれば、やはり1年例えば拡幅工事を送って、それでそこにその対策費として廃プラスチックの処理費用をつけるぐらいの割り振りは部署内で可能なのではないかなと思うのです。どうしても農道が今年やらなくてはならないというなら別だと思うのですけれども、これ緊急事態なので。

○委員長（森 正雄君） 關経済部長、答弁願います。

○経済部長（關 紀良君） 農家負担の対応につきましては、よく精査しながら考えてまいりたいというふうに思います。

○委員長（森 正雄君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） では、最後に一言。本当に前向きな答弁ありがとうございます。これは別に12月の定例会待たずに、臨時議会でも私はいつでも来ますから、ぜひ予算化してもらって、何とかこの緊急事態をしのぐように、処理できるように対応をお願いして終わらせてもらいます。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

○委員長（森 正雄君） 今、大変重要な指摘が田中委員からあったと、私委員長としても認識をさせていただきました。真剣にその願意を酌み取った中で、経済部でも進めていただきたい、このように思います。

それでは、執行部の入替えをお願いします。速やかにご入室願います。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（森 正雄君） それでは、土木部所管の審査に入ります。

議案第75号「市道路線の廃止について」審査を願います。

なお、議案第75号、第76号につきましては、議案審査の補足資料をお手元に配付してございます。ご確認をいただきたいと存じます。

それでは、道路維持課から説明願います。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 道路維持課の長本です。よろしく願いいたします。着座にてご説明さ

させていただきます。

議案第75号「市道路線の廃止について」、ご説明申し上げます。2ページをお開き願います。廃止路線数は下館地区3路線、関城地区2路線、合わせて5路線の廃止でございます。廃止の延長は1,536.74メートルでございます。調書番号1番、下1ブロック73号線につきましては、平成2年頃に道路の現況及び登記上の付け替えを行いました。従前の形状で市道認定が残っているため、廃止するものでございます。

調書番号2番、下3ブロック43号線、調書番号3番、下5ブロック521号線につきましては、私有地に市道路線が残っているため、廃止するものでございます。

調書番号4番、関3ブロック78号線につきましては、公共用財産の用途廃止に関する協議が調い、用途廃止申請が提出されましたので、廃止するものでございます。

調書番号5番、関3ブロック442号線につきましては、旧関城町の頃に道路を新設する計画があり、事前に道路認定をしておりましたが、計画がなくなり、私有地に道路認定が残っているため、廃止するものでございます。

各廃止路線の起点、終点及び延長、幅員につきましては、記載のとおりでございます。

次のページが市道廃止路線位置図でございます。

次のページからが市道路線廃止図でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 3番のヒロサワさんの何か近くなのかな、3番の説明もう一回。

○委員長（森 正雄君） 長本道路維持課長、よろしいですか。

○道路維持課長（長本敏介君） 調書番号3番、下5ブロック521号線につきましては、私有地に市道路線が残っているため、廃止するものでございます。

○委員長（森 正雄君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 意味がちょっと分からないのですけれども、私有地に市道が残っていると、どういう意味なのか。私有地に市道が残っていると、市道のところを私有地にしてしまったの。おかしい、変な説明なのだけれども、もともとどうなっているの。

（「内容ね」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） こちら廃止が先にありまして、次に認定がございます。その形で一緒にということで、ご理解願えればと思います。

○委員長（森 正雄君） では、次に出てくるのですね。

○道路維持課長（長本敏介君） はい。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

○委員（仁平正巳君） 分かりました。

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第75号「市道路線の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第76号「市道路線の認定について」審査を願います。

引き続き長本道路維持課長、お願い申し上げます。

○道路維持課長（長本敏介君） 着座にてご説明いたします。議案第76号「市道路線の認定について」、ご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。認定路線数は、下館地区4路線の認定でございまして、認定延長は1,235.2メートルでございまして。

調書番号1番、下1ブロック73号線につきましては、議案第75号、調書番号1番の認定路線の廃止に伴い、現況の形状で再認定するものでございまして。

調書番号2番、下3ブロック680号線につきましては、市で道路整備を行ったことにより認定基準を満たしたため認定するものでございまして。

調書番号3番、下5ブロック521号線、調書番号4番、下5ブロック872号線につきましては、議案第75号、調書番号3番の認定路線の廃止に伴い、現況道路として使用している分を再認定するものでございまして。

各認定路線の起点、終点及び延長、幅員につきましては、記載のとおりでございまして。

次のページが市道認定路線位置図でございまして。

次のページからが市道路線認定図でございまして。

説明は以上でございまして。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

藤澤副委員長。

○委員（藤澤和成君） さっき仁平委員からも質疑があった一旦廃止して、その間の部分を抜いてまた認定するわけですけれども、これはやっぱり経緯があって、きっと生活道路か何かになってしまっていて、周りの人も誰も分からないので、そのままずっと北から南まで通ってしまっていたという経緯が恐らくあったのだと思うのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（森 正雄君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） こちらにつきましては、道路が工場の中を通っているような形でありまして、そちらで道路部分について廃道にしてもらいたいということで廃道いたしまして、前後を再認定するというところでございまして。

○委員長（森 正雄君） 藤澤副委員長。

○委員（藤澤和成君） よく分かりました。工場の中はもう認定しないとしても、その前後は地域の方もよく通る道路なので、ありがたいと思います。

以上です。

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第76号「市道路線の認定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第82号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち、土木部所管分について審査を願います。

道路維持課から説明願います。

長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 引き続き着座にてご説明いたします。一般会計補正予算（第10号）のうち、道路維持課所管についてご説明申し上げます。

22、23ページをお開き願います。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、説明欄の道路維持補修事業におきまして2億1,000万円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしまして、節14工事請負費1億7,000万円につきましては、当初予定していた60か所の工事に加え、新たに約70か所の市民生活道路の舗装、側溝新設及び道路修繕工事を行うものでございます。

次に、節15原材料費4,000万円につきましては、道路及び側溝の補修工事に必要なアスファルト合材や碎石及び側溝等の2次製品を別途支給することにより、地元の要望に補修工事に対応するものでございます。費用の削減に努めておりますが、昨年同様の予算が必要なことから補正をお願いするものでございます。

同じく目4橋梁維持費、その下、説明欄、橋梁長寿命化事業に1,000万円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしまして、節12橋梁点検委託料の280万円につきましては、橋梁長寿命化のための点検といたしまして2橋分を追加するものでございます。

次に、節14橋梁維持補修工事費720万円につきましては、早期措置段階の補修工事といたしまして補強分を追加するものでございます。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 一、二点お伺いします。今のご説明で、当初60か所の残り、その後70か所の追加要望ということで説明受けましたが、これの2億円、今の出されている予算で、130か所ですか、これは全部終了するという理解でよろしいですか。

○委員長（森 正雄君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 計画どおりにやってまいりたいと思っておりますけれども、災害等そういうときにはそちらを優先してしまいますので、なるべく計画どおりにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 再度お聞きします。当初60か所ということでありますので、去年からの繰越しなんかも入っているのかなと考えますが、これは、では当然その後の70か所ということでありますので、こ

の60か所はもう完全に終わるという認識でよろしいですか。

○委員長（森 正雄君） 長本道路維持課長。

○道路維持課長（長本敏介君） 60か所については、優先的にやっていきたいと思います。

○委員長（森 正雄君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 分かりました。最後に一言あれなのですが、その災害復旧やら、今回いろいろ出たことも仮定していると思います。できるだけ足りなければという言葉はおかしいですが、今回、予算措置されて、これでいっばいということではなくて、やはりそういうできるだけスクールゾーンやら災害も含めて要望には応えていただくという意味で、私は何回もという意味ではなくて、足りなければやっぱり予算措置も必要なのではないのかなと意見を述べさせていただいて、終わります。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。土木部、ご退室願います。

〔土木部退室。上下水道部入室〕

○委員長（森 正雄君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時 3分

○委員長（森 正雄君） 指定時間より若干早いのですけれども、おそろいですので、再開させていただきます。

それでは、上下水道部所管の審査に入ります。

初めに、議案第81号「筑西市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」審査を願います。

下水道課から説明願います。

板谷下水道課長。

○下水道課長（板谷直樹君） 下水道課、板谷です。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第81号「筑西市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」、説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、筑西市下水道条例第28条の規定により、汚水の排除を認めた排水区域外の区域を受益者負担の対象とする排水区域に含めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第2条第1項の公共下水道の排水区域に「筑西市下水道条例第28条の規定により汚水の排除を認められた当該公共下水道の排水区域外の区域を含む。」を加えるものでございます。従来は下水道条例第28条の規定により、区域外流入を認めた時点で公共下水道の受益者とみなし、負担金相当額を徴収しておりました。

しかしながら、従来負担金に関する条例第2条では、受益者は公共下水道の排水区域内に存する土地

の所有者をいうとしていることから、区域外流入に関わる土地の所有者についても受益者に含める旨の改正を行い、負担金徴収の根拠を明確にするものでございます。これにより、負担金の納付方法等が区域内の受益者と同様になります。

次に、附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を令和2年10月1日とするものでございます。

第2項は、経過措置を規定したもので、この条例の施行日前に排水区域外の排水を排除することを認めたものに関わる受益者負担金については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ちょっと私もこの分野初めてなものですから、この区域内、区域外というのはどういう区域を言うのでしょうか。

○委員長（森 正雄君） 板谷下水道課長。

○下水道課長（板谷直樹君） 区域外といいますのは、公共下水道区域は都市計画、市街化区域を整備しておりまして、その整備の外側の区域を区域外というふうに言っております。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） そうすると、今までは受益者負担金の項目がなかったと。なかった上で、同じく徴収していたわけですか。

○委員長（森 正雄君） 板谷下水道課長。

○下水道課長（板谷直樹君） 区域外を認めるということは条例にも載っておりましたが、それに対しての受益者負担金の決まりは明確にされていなかったものですから、今回、明確にするものでございます。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第81号「筑西市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第82号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち、上下水道部所管分について審査を願います。

引き続き下水道課から説明願います。

板谷下水道課長。

○下水道課長（板谷直樹君） 引き続き説明させていただきます。議案第82号のうち、上下水道部所管の補正予算について説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目4衛生費交付金、説明欄11、循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置）に2,242万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款16県支出金、項2県補助金、目4衛生費県補助金、説明欄22、浄化槽設置費補助金に3,486万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これらにつきましては、歳出で浄化槽設置推進事業の補正を組みましたので、その財源となります。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、団地排水建設事業基金積立事業に503万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。この基金は、大田郷駅前、鷹ノ巣、幸町の3団地の排水処理使用料から維持管理費等を差し引いた額を積み立て、施設の老朽化対策等に利用していくものでございます。令和元年度の団地排水処理施設に関わります決算額の確定に伴い、積み立てるべき額が3,836万9,076円に確定し、このうち令和元年度に3,333万5,000円を積み立てしております。その差額分を積み立てるため、今回、増額補正をお願いするものでございます。なお、補正後の団地排水建設事業基金の残高は2億9,363万3,724円となります。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目6環境保全総務費、説明欄、浄化槽設置促進事業に7,024万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。この事業は、公共下水道事業等に生活排水を排出できない区域において、合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付し、公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、良好な生活環境を確保するために行っているものでございます。今年度より合併処理浄化槽からの転換が補助対象となくなってきたため、大きく減額すると見込んで、当初予算では78基、5,764万1,000円を計上いたしました。新たに今年度より協和地区と明野地区の一部を対象となっている霞ヶ浦流域内において配管補助の制度が新設され、予想以上の申込みがございました。本事業により、希望者全員に補助をし、浄化槽の設置を促進いたしたく、増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 今の浄化槽設置についてちょっとお伺いしたいのですが、以前、もう10年ぐらい前になりますか、県外のそういうメーカーがこぞって朝並び倒して、枠をみんな持っていつてしまうのだということを聞いたものですから、それ問題提起して、申込み方法を直してもらったいきさつがあるのですが、今どういった申込みの体制を取っているのでしょうか、お伺いします。

○委員長（森 正雄君） 板谷下水道課長。

○下水道課長（板谷直樹君） 現在、4月年度頭に第1回申込みということで行いまして、その後、第2回申込みということで、7月31日、7月末日までを期限として第2回の申込みをさせていただいております。

○委員長（森 正雄君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 分かりました。

それと、以前は本当にそれでなくなるぐらいの申込者がいたというのですが、今の状況、1期、2期でやってもらっている、前期、後期でやっているということなのですが、申込み状況はどうなのでしょう。それで、またあふれた人、私、以前、そのあふれた人も抽せんで、あふれるというか、いっぱいときは順番ではなくて抽せんで公平にやるべきだということで、そういうふうにしてもらったと思うのですが、今どういう状況になっているのでしょうか。

○委員長（森 正雄君） 板谷下水道課長。

○下水道課長（板谷直樹君） 今年度は第1回目として113件の申請がありました。第2回目としては61件ございまして、全体で174件の申込みがありました。

○委員長（森 正雄君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 2回目、もう一回ちょっとお伺いします。

○委員長（森 正雄君） 結構です。

○委員（田中隆徳君） ごめんなさい、今ちょっと聞き方がまずかったです。174件、分かりました。これあふれた人というか、予算措置でやっているの、予算がいっぱいになるともう切られてしまうと思うのですけれども、これはここに入れなかった人も来年まで建設を待つということできないと思うので、そういった意味で聞いたのですけれども、これはどうなのでしょう。大体これで間に合ってしまうのでしょうか、全員が、希望者が。そういう意味です。

○委員長（森 正雄君） 板谷下水道課長。

○下水道課長（板谷直樹君） 応募状況を見まして、財政課と協議いたしまして、協議の結果、増額の補正をお願いしているというような状況でございます。

○委員長（森 正雄君） 大林上下水道部長。

○上下水道部長（大林 弘君） ご答弁いたします。

今回、本来であれば予算の範囲内で抽せんということでございますが、もろもろの事情ございまして、第1回目抽せん会できませんでしたので、当然2回目の仮申込みも抽せんというわけにはいかないの、財政のほうと協議をいたしまして、申込者全員に補助するというので、今回、増額補正をお願いしております。

○委員（田中隆徳君） 分かりました。本当に私も大賛成です。やはりそうですね。人口を増やす、またここに移住してもらおうというのを主張にしているわけですから、私、そういう財産措置は大いにやって結構だと思います。ありがとうございます。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第82号について全ての部の説明、質疑が終了いたしました。

議案第82号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第82号「令和2年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち、経済土木委員会所管分について賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第87号「令和2年度筑西市下水道事業会計補正予算（第1号）」について審査を願います。

下水道課から説明願います。

板谷下水道課長。

○下水道課長（板谷直樹君） 引き続き説明させていただきます。議案第87号「令和2年度筑西市下水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして説明申し上げます。

第1条、令和2年度筑西市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度筑西市下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）、主な建設改良事業、ロ、処理場建設工事は、既決予定額に3,000万円を追加し1億3,720万円とさせていただきます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。第1款下水道事業収益は、既決予定額に2,531万3,000円を追加し17億5,016万7,000円に、第1項営業収益は既決予定額に1,998万8,000円を追加し5億8,215万2,000円に、第2項営業外収益は既決予定額に532万5,000円を追加し11億6,801万2,000円とさせていただきます。

次に、支出でございます。第1款下水道事業費用は、既決予定額に1,362万2,000円を追加し17億3,847万6,000円に、第1項営業費用は既決予定額に1,362万2,000円を追加し14億9,334万2,000円とさせていただきます。

第4条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額「4億9,983万1,000円」を「5億133万1,000円」に、引継金「4億9,983万1,000円」を「5億133万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収入でございます。第1款資本的収入は、既決予定額に2,850万円を追加し8億2,648万円に、第5項企業債は既決予定額に2,850万円を追加し3億1,360万円とさせていただきます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出は、既決予定額に3,000万円を追加し13億2,781万1,000円に、第1項建設改良費は既決予定額に3,000万円を追加し4億6,247万円とさせていただきます。

次ページをお開き願います。第5条、予算第4条の2本文中、「未収金及び未払金の金額は、それぞれ9,366万7,000円及び1億9,134万3,000円である」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ1億7,689万6,000円及び7,454万7,000円である」に改める。これにつきましては、令和元年度の公共下水道事業特別会計の打切り決算において公営企業会計に引き継ぐ未収金及び未払金の額が確定したことによるものでございます。

第6条、予算第6条に定めた記載の限度額を次のとおり補正する。公共下水道事業は、既決予定額に2,850万円を追加し2億2,850万円とさせていただきます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。補正予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の表でございます。上段の収入でございますが、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1使用料1,998万

8,000円の増額につきましては、令和元年度決算を参考に下水道使用料の調定額を再度算定した結果、増額が見込めるため、補正をお願いするものでございます。

次に、項2 営業外収益、目5 長期前受金戻入532万5,000円の増額につきましては、令和元年度事業における固定資産評価額が確定したことに伴い、長期前受金戻入の補正をお願いするものでございます。

次に、下段の支出でございます。款1 下水道事業費用、項1 営業費用、目6 減価償却費1,062万2,000円の増額につきましては、令和元年度事業における固定資産評価額が確定したことに伴い、減価償却費の補正をお願いするものでございます。

次に、目8 貸倒引当金繰入額300万円の増額につきましては、令和元年度決算を参考に令和2年度の繰入れを行うべき貸倒引当金の額を算定し、項1 営業費用に計上させていただくものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。資本的収入及び支出の表でございます。上段の収入でございますが、款1 資本的収入、項5 企業債、目1 下水道事業債2,850万円の増額につきましては、支出で処理場施設建設改良費の補正を組みましたので、その財源によるため、補正をお願いするものでございます。

次に、下段の支出でございます。款1 資本的支出、項1 建設改良費、目3 処理場施設建設改良費3,000万円の増額につきましては、下館水処理センター汚泥脱水機の老朽化による故障に伴い、早急に改築工事を行う必要があるため、補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号「令和2年度筑西市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第88号「令和2年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について審査を願います。

農業集落排水課から説明願います。

稲川農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（稲川栄士君） 農業集落排水課の稲川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第88号「令和2年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

第1条、令和2年度筑西市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度筑西市農業集落排水事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり

補正する。

第1款資本的収入につきましては補正はございませんが、第2項他会計補助金は既決予定額から972万1,000円を減額し1億2,466万6,000円に、第4項繰入金は新たに972万1,000円を追加計上させていただくものでございます。

次に、第3条、予算第4条の2本文中、「未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,105万6,000円及び3,195万9,000円である」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,456万8,000円及び3,149万7,000円である」に改める。これにつきましては、令和元年度農業集落排水事業特別会計の打切り決算において、公営企業会計に引き継ぐ未収金及び未払金の額が確定したことによるものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。補正予算実施計画明細書の資本的収入の表でございます。款1資本的収入、項2他会計補助金、目1他会計補助金972万1,000円の減額及び項4繰入金、目1基金繰入金972万1,000円の増額につきましては、当初予算において農業集落排水事業減災基金繰入金の受入れ先を他会計補助金内に計上しておりましたが、収入科目を項4繰入金、目1基金繰入金に変更するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第88号「令和2年度筑西市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第89号「令和元年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」審査を願います。水道課から説明願います。

澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） 水道課、澤部です。着座にて説明させていただきます。

議案第89号「令和元年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明申し上げます。令和元年度筑西市水道事業会計で生じた剰余金を別記のとおり処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

裏面をごらん願います。別記、令和元年度筑西市水道事業剰余金処分計算書でございます。表中、上段右側に記載してございますが、令和元年度筑西市水道事業の決算におきまして6億7,681万2,599円の未処分利益剰余金が生じました。これは前年度繰越利益剰余金4億7,079万2,306円に、当年度純利益2億602万293円を加えたものでございます。このうち1億9,310万5,692円を議会の議決を経て資本金に組入れをさせていただくものでございます。この1億9,310万5,692円は、資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額

でございます。長期前受金戻入として収益化したものでございます。現金を伴わない帳簿上の収益でございますので、財産上の整合を計るために資本金に組入れをさせていただくものでございます。これにより表の下段に記載してございますが、資本金は46億6,705万8,647円になり、繰越利益剰余金となります。未処分利益剰余金は4億8,370万6,907円となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第89号「令和元年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で経済土木委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

執行部の退室を願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（森 正雄君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

以上をもちまして経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時31分